

「共謀罪 と 組織的犯罪処罰法」

2022. 6. 15

弁護士 小池 振一郎

「共謀罪と組織的犯罪処罰法」

- 1 共謀罪法とは
- 2 市民団体も「組織的犯罪集団」とされる恐れ
- 3 日本の法体系の変容
- 4 監視社会の強化
- 5 共謀罪と組織的犯罪処罰法
～団体規制法の流れ
- 6 監視社会を阻止するために

1 共謀罪法とは

2017.6 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」成立

2017 「組織的犯罪処罰法」の改正

6条の2(第1項 第2項)の新設

条文の見出し

「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画」＝「テロ等準備罪」(政府の呼称)

第1項 テロリズム集団その他の組織的犯罪集団…の活動として」、別表4の犯罪を2人以上で「計画」した者は、そのいずれかにより「準備行為」が行われたときは、全員を刑に処する

組織的犯罪集団による計画＋準備行為を処罰＝共謀罪

「組織的犯罪集団」＝別表3の犯罪の実行を共同の目的とする団体

別表3 組織的逮捕監禁、組織的強要、組織的虚偽風説流布・偽計信用棄損・業務妨害、組織的威力業務妨害、組織的詐欺、組織的恐喝、公正証書原本不実記載、傷害、窃盗、背任、横領、強制労働、特許権侵害、商標権侵害、脱税、著作権侵害、営業秘密の不正取得、児童ポルノ不特定多数提供、詐欺破産等々

一般的犯罪類型多数（二百数十）

- 「偽りにより所得税を免れる行為」「著作権侵害」等々、国民に身近な犯罪が沢山掲げられている

別表4 別表3の罪がほぼ全部含まれ、偽証罪などが追加される

これらの犯罪の実行を目的とする団体…2次的な目的でもよいとされる

犯罪の主体 = 2人以上で「計画」した個人

- 廃案となった共謀罪法案 「団体」

「準備行為」

計画に基づき、何らかの外形的行為があれば、「準備行為」

2 市民団体も「組織的犯罪集団」とされる恐れ

2016.11 沖縄の高江：米軍基地反対運動

ステッカー貼り

労働組合：団交の相談

本来、現場での対応を見て、他の憲法等の理念と比較考量して、
犯罪か否か、総合的判断がされる

計画段階では、どの程度か、誰もわからない

→警察が一方的に犯罪と決めつけ捜査

3 日本の法体系の変容

既遂 未遂 予備

共謀罪 = 共謀するだけで犯罪が成立する

◦「準備行為」

内心の意思が問題となる

罪刑法定主義に反する

刑事法体系が根本的に壊れる

言論・表現の自由(憲法)の侵害

- 自白に依存し過ぎている



国連人権自由権規約委員会

2013 国連拷問禁止委員会で委員「日本は“中世”」

〈シャラップ発言〉

- →共謀罪は自白偏重に拍車をかける

4 監視社会の強化

(1) 日常的な監視

共謀の間接的な立証方法

- →これまでの団体の活動の積重ねで目的を立証し準備行為と合わせて推認

団体員の内心ないし思想傾向、集団の性格などを日頃の活動から調査蓄積

- →日常的な監視が不可欠

(2) 密告奨励

実行着手前に自首すれば必要的刑の減免→密告奨励

共犯者の自白獲得を促進

2016年5月刑事訴訟法等一部改正法

- 司法取引
- 証人に不利益な証拠としない約束で証言を強制する刑事免責制度
- 共犯者(証人)の名前が弁護人にさえ匿名にされる証人秘匿制度

(3) 盗聴

1999年盗聴法

対象犯罪—薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航、組織的殺人

2016年盗聴法改悪→9種類の一般犯罪に拡大

殺人、傷害、逮捕監禁、詐欺・恐喝、児童ポルノ製造・提供等

通信事業者の立会いという歯止めもなくなった

別件傍受により共謀罪を直接立証することもできる

→2016年刑訴法・盗聴法改正が、共謀罪をはるかに機能させる

5 共謀罪と組織的犯罪処罰法～団体規制法の流れ

戦後の団体規制法

破壊活動防止法

1991年 暴力団対策法

1999年 組織的犯罪対策関連3法＝組織的犯罪処罰法＋盗聴法＋刑訴改正

* 組織的犯罪処罰法

共同の目的を有する多数人の継続的結合体

組織により反復して行われる

対象犯罪 15

殺人、強制執行妨害、逮捕監禁、強要、信用棄損・業務妨害、威力業務妨害、詐欺、恐喝、
建造物損壊

2016年盗聴法改悪

2017年共謀罪法
国際犯罪防止条約(TOC条約)との関係

安保法制や秘密保護法、有事立法などとの関連

…共謀罪にこだわる理由—市民を監視、抑圧する格好の武器

6 監視社会を阻止するために

警察を監督する機関がない

* ニュージーランド

国内人権機関の設置を

共謀罪反対運動の成果

マスコミ各紙の変化

政府答弁の活用→『共謀罪コンメンタール』

…現在まで、共謀罪適用例は聞かない

→共謀罪の死文化へ

共謀罪適用の困難性→組織的犯罪処罰法改正の恐れ

ご清聴ありがとうございました